

浜松市中山間地域Welcome集落空き家活用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中山間地域における空き家の有効活用と、移住・定住人口の増加を図るため、空き家を移住者に提供する者に対して、予算の範囲内で交付する奨励金について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) Welcome集落 集落の住民が主体となって積極的に移住者の受け入れに取り組む意思を持つ自治会、自治会に準じた活動を行う団体又はこれらの団体により構成される団体で、浜松市中山間地域Welcome集落報償金交付要綱（以下「Welcome集落要綱」という。）第3条第1項に規定する認定を受けた団体をいう。
- (2) 空き家 Welcome集落の区域に存在し、個人が専ら居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物であって、固定資産税を完納又は免除されているものをいう。
- (3) 所有者 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (4) 対象地域 別表1に掲げる地域をいう。
- (5) 転居 生活の本拠を対象地域外の住居から空き家に移すことをいう。
- (6) 移住者 転居をして6か月経過した者をいう。ただし、次に該当する者は除く。
 - ア 転居をした日前3年以内において、対象地域内に居住していた経験がある者。ただし、本市が設置したお試し住宅での居住及び浜松山里いきいき応援隊実施要綱に基づく隊員の委嘱に伴う居住については、対象地域内に居住していないものとして取り扱う。
 - イ 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条又は第23条に規定する届け出をしていない者
 - ウ 暴力団員等（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）又は暴力団員等と密接な関係を有する者
- (7) Welcome集落活動 移住者の受け入れに関する話し合い、対象地域内への移住の意思を有する者からの相談の対応、集落の紹介、空き家の調査、空き家の所有者等に対する利活用の提案、市の移住施策への協力及びその他移住者の受け入れに必要な活動をいう。
- (8) Welcome集落の区域 Welcome集落が移住者の受け入れに取り組む集落の範囲をいう。

(交付対象者)

第 3 条 奨励金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) Welcome 集落の区域にある空き家の所有者であって、Welcome 集落活動を通じて、転居する者に空き家を提供した者
- (2) Welcome 集落の区域に転居した者との間で、平成 30 年 4 月 1 日以降において、空き家について売買契約又は、2 年以上の賃貸借契約若しくは、2 年以上の使用賃借契約が行われていること
- (3) 転居した者が交付対象者の 3 親等以内の親族でないこと
- (4) 前条第 5 号ウに規定する者でないこと
- (5) 浜松市税を完納している者
- (6) 浜松市中山間地域等生活支援事業費補助金の交付を受けていない者

(報告)

第 4 条 交付対象者は、Welcome 集落の区域に転居した者が、転居して 6 か月を経過したときは、空き家提供報告書 (様式第 1 号) に次の各号の書類を添えて、市長に提出することができる。

- (1) 暴力団排除に関する誓約書 (様式第 2 号)
- (2) 当該空き家の売買契約又は賃貸借契約若しくは使用賃借契約書の写し
- (3) 交付対象者の浜松市税全ての納税証明書 (市県民税、軽自動車税、固定資産税)
- (4) 当該空き家に係る固定資産税の納税証明書 (納税義務者が交付対象者と異なる場合)

(奨励金の支給)

第 5 条 市は、前条に規定する空き家提供報告書の提出があり、当該 Welcome 集落が、Welcome 集落要綱第 7 条第 3 項による移住者報告書を市長に提出したことを確認したときは、交付対象者に予算の範囲内で奨励金を支払う。

- 2 奨励金の額は、1 件につき 200,000 円とする。
- 3 奨励金は、該当する空き家に対して 1 回に限り支払う。

(奨励金の返還)

第 6 条 市長は、偽り、その他不正な手段により奨励金の支給を受けたことが判明した場合にあっては、支給した奨励金の全部の返還を求めることができる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

| 対象地域 |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・天竜区の全域。ただし、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第5項の規定に基づき指定された都市計画区域を除く。・北区引佐町の一部（引佐町伊平、引佐町川名、引佐町渋川、引佐町四方浄、引佐町田沢、引佐町兔荷、引佐町西久留女木、引佐町西黒田、引佐町東久留女木、引佐町東黒田、引佐町別所、引佐町の場） |

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住 所
氏 名
電話番号
印

空き家提供報告書

Welcome集落の区域に移住した者に、空き家を提供しましたので、浜松市中山間地域Welcome集落空き家活用奨励金交付要綱第4条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 提供した空き家の状況

| | |
|-----------------|------------------------|
| 家屋の住所 | 浜松市 区 |
| 相手方（移住者） の氏名 | |
| 契約方法 | （ 売買 ・ 賃貸借 ・ 使用賃借 ） 契約 |
| 契約年月日 | 年 月 日 |

2 添付書類

- (1) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (2) 当該空き家の売買契約又は賃貸借契約若しくは使用賃借契約書の写し
- (3) 交付対象者の浜松市税全ての納税証明書（市県民税、軽自動車税、固定資産税）
- (4) 当該空き家に係る固定資産税の納税証明書（納税義務者が交付対象者と異なる場合）

様式第2号(第4条関係)

暴力団排除に関する誓約書

浜松市中山間地域 Welcome 集落空き家活用奨励金の支給行為にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)
住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印